

# 渋谷区高齢者リフト付タクシー

歩行困難な高齢者の方が、車いすや移動寝台に乗ったまま利用できるタクシーです。

## ◎対象者

以下のすべてを満たす方です。

- 区内居住の高齢者(65歳以上)
- 外出時の移動手段として常時車椅子等を利用している
- 障がい者福祉課のリフト付タクシーの登録をしていない

## ◎申請から利用まで

①以下のいずれかの方法で申請してください。

- ・スマート申請(オンライン申請)：区ホームページ「高齢者リフト付タクシー」から申請
- ・窓口：地域包括支援センター または 渋谷区役所5階高齢者福祉課で申請書を記入・提出
- ・郵送：区ホームページ掲載の様式を印刷・記入して本案内下部の宛先へ提出

②区から郵便で認定番号の書かれた資格認定通知書・利用の手引きが届きます。(約10日後)

③利用日の1か月前から前日まで(休日及び祝日を除く)に、利用の手引きに記載されているタクシー業者へ、電話で資格認定通知書に記載の「認定番号」を伝えて予約をしてください。

## ◎運行内容

- ・タクシーは午前8時から午後9時まで運行しています。
- ・乗車または降車場所は、23区・三鷹市・武蔵野市内です。
- ・定員は、車椅子利用の場合、車椅子2台と介助者5人まで、ストレッチャー利用の場合は、ストレッチャー1台と介助者5人までです。
- ・運転手は車を離れることができません。介助を必要とする場合は、ご家族様等でのご対応をお願いいたします。

## ◎利用料金

- ・メーター運賃をお支払いください。
- ・予約・迎車料金は無料です。
- ・キャッシュレス決済(クレジットカードや電子マネー等)はご利用いただけません。

提出・問合せ先

〒150-8010(住所不要)

渋谷区高齢者福祉課サービス事業係

☎03-3463-1873

渋谷区 高齢者 リフト付タクシー

検索

